

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業 私立常設園（令和８年度新規実施園） 募集要項

1 事業概要

(1) 目的

本事業は、就学前児童とその保護者が気軽につどい、同じような不安や悩みを持つ仲間と交流・
団らんすることができる場の提供等を促進することにより、保護者の子育ての不安や悩みの解消、
乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的としています。

(2) 実施内容

- ①施設の地域開放（園庭等の開放） ②育児相談 ③育児講座・交流保育
- ④子育てに関する情報提供 ⑤子育てサークル活動等の育成支援
- ⑥その他育児支援に関すること

(3) 利用対象者

就学前児童とその保護者

2 募集概要

(1) 募集園数

週３・４日型 : 20 園（神奈川区、都筑区、栄区、泉区を除く）

週５日型又は週６日型 : 1 園（南区、磯子区、港北区、青葉区、泉区、瀬谷区のいずれか）

(2) 募集対象園

横浜市内に設置されている幼保連携型認定こども園及び私立認可保育所

(3) 事業開始月

令和８年４月

(4) 事業実施場所

選定された幼保連携型認定こども園又は私立認可保育所の園庭・園舎

(5) 事業実施補助

認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）
に基づき、補助金を交付します。補助対象経費及び補助額は、補助金交付要綱第４条に規定する
経費及び金額とします。

(6) 事業実施要件及び補助額

実施種別 実施内容	週 3 ・ 4 日型	週 5 日型	週 6 日型
①施設の地域開放	週 1 日以上	週 3 日以上	
②育児相談	週 3 日以上 (1 日 3 時間以上)	週 5 日以上 (1 日 5 時間以上)	週 6 日以上 (1 日 5 時間以上)
③育児講座・交流保育	年 12 回以上		
④情報提供 ⑤子育てサークル支援 ⑥その他育児支援	随時実施		
専任従事者配置基準	1 名 (※1) (非常勤可、保育士資格不問)	2 名 (非常勤可、保育士資格不問)	
補助額 (基本額)	2, 075, 000 円	5, 521, 000 円	6, 946, 000 円
事業実施準備加算 (※2)	200, 000 円	200, 000 円	
研修代替職員配置加算 (※3)	23, 000 円	1 人あたり 23, 000 円 (最大 46, 000 円)	
有資格者加算 (※4)	—	1 人あたり 500, 000 円	
常勤職員配置加算 (※5)	—	500, 000 円	
育児参加促進講習 休日実施加算 (※6)	—	425, 000 円	

(※1) 実施園に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。

(※2) 常設園として初めて補助を受ける場合のみ、事業開始初年度に加算します。

(※3) 専任従事者を研修に参加させる際に代替の従事者を配置した場合に加算します。

(※4) 専任従事者が保育士資格を有する場合に加算します。

(※5) 専任従事者に常勤職員を配置した場合に加算します。

(※6) 育児参加促進講習を休日に毎月 2 回以上実施した場合に加算します。

(7) 実施内容等に係る留意事項

私立常設園における実施内容等は、次の各項目のほか、資料 1 ～ 3 に示す要綱・要領等の定めによります。これらを熟読・理解のうえ、申請を行ってください。

ア 利用料

原則として、利用者から利用料を徴収することはできません。ただし、実施内容によっては実費を徴収することが可能です。

イ 専任従事者の配置

利用者数に関わらず、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。) 第 8 条に規定する人数の専任従事者を配置する必要があります。

専任従事者は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と理解のある者でなければなりません(保育士資格の有無は問いません)。

ウ 個人情報の保護

事業を通じて利用者の個人情報を取り扱う場合があります。その際は、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に努めなければなりません。

(8) 募集スケジュール

時期	手続等
募集開始日～7月18日（金）午後5時	質疑の受付
令和7年8月1日（金）まで	質疑の回答（ウェブサイト掲載）
令和7年8月15日（金）	申請書の受付〆切
令和7年9月～11月	書類選考・現地調査
令和7年12月頃	選定結果通知
令和8年4月1日	事業開始

3 応募概要

(1) 応募方法

ア 提出書類

- ・子育てひろば私立常設園指定申請書【様式1】
- ・子育てひろば私立常設園収支予算書【様式2】
- ・子育てひろば私立常設園事業計画書【様式3】
- ・園の概要、運営に関する資料
(事業概要、経営理念、方針や管理体制などがわかる資料、リーフレット等)
- ・施設の平面図
- ・写真（1項目1～3枚程度）
【撮影箇所例】建物外観、建物入口、ベビーカー置き場、園庭、玄関、トイレ、洗面所
施設開放・育児相談・育児講座・交流保育等で利用する部屋や玩具
【ある場合のみ】駐車場・駐輪場、階段・エレベーター（2階以上利用）、相談室

イ 提出期限

令和7年8月15日（金）まで

ウ 提出方法

下記 URL から横浜市電子申請・届出システムで提出してください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9dc36d76-803b-4776-b987-cc9ba29dd1db/start>

※アの提出書類のうち、リーフレット等の電子による提出が困難なものがある場合は、当該書類のみ郵送による提出を認めます。ただし、イの提出期限必着とします。

エ 提出書類の著作権

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等の関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

オ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

カ 資料の取扱い

本市が提供する資料について、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

キ その他留意事項

- (ア) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (イ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。
- ・応募資格を有しないもの
 - ・応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ・応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(2) 質疑及び回答

本要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑を行うことができる者

横浜市内に設置されている幼保連携型認定こども園又は私立認可保育所の設置者

イ 質疑の受付期間

募集開始日～令和7年7月18日（金）午後5時

ウ 質疑の方法

実施要件や実施内容等の質疑について、イの受付期間内に電子メールで受け付けます。

質疑票（様式4）に質疑の要旨を簡潔にまとめて、下記アドレス宛に提出してください。

なお、応募や選定に影響のない事務手続等の質疑を除き、来庁及び電話による問合せには応じられません。

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
kd-kosodatehiroba@city.yokohama.lg.jp

エ 回答

質疑の受付期間内に提出された全ての質疑内容とその回答について、令和7年8月1日までに本市ウェブサイトにおいて公表します。（質問者の個人情報公表しません。）

質疑への回答は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

4 選定概要

(1) 選定方法

実施園の選定にあたっては、選定基準に照らし、書類審査及び現地調査により評価を行います。選定基準を全て満たし、かつ、評点の高い申請者を選定します。

ア 選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 保育所等の施設及び機能を広く市民等に開放し、乳幼児やその養育者への子育て支援事業の活動を行うことを通じて、養育者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することができる者であること。
- (イ) 事業の目的を十分に理解し、安全及び安定的並びに効果的に事業を運営することが見込まれる者であること。
- (ウ) 事業運営にあたり、地域において子育てに関する支援活動を行なう者並びに市及び区福祉保健センター等の関係機関との連携・協力が図れる者であること。

イ 書類審査

応募書類について、本市職員が審査を行います。また、必要に応じて、電話等によりヒアリングを行います。

ウ 現地調査

本市職員が現地調査を行います。あわせて、実施体制等についてヒアリングを行います。

- (ア) 訪問日時
令和7年9月～11月頃を予定、時間は1時間程度
- (イ) 訪問人数
3～4名程度
- (ウ) その他
施設内を簡単に御案内くださるようお願いいたします。また、施設内外の写真撮影をさせていただく場合がありますので御了承ください。（審査以外の目的では使用いたしません。）

エ 評価

- (ア) 基本項目
「ア 選定基準」に基づいて評価を行います。「ア 選定基準」を満たしていないと評価された申請者については選定しません。
- (イ) 加点項目
施設の地域開放の日数、地域性、事業計画等を加味して評点を算出します。

(2) 選定結果

ア 選定結果の通知

選定結果（選定又は非選定の結果等）は、申請者全員に文書で通知します。通知の時期は12月頃を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

イ 選定結果の公表

選定結果については横浜市ウェブサイト等で公表します。

5 補助金の交付

(1) 補助対象者

- ・横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けない者
- ・神奈川県私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けない者

(2) 交付申請

交付申請は補助金交付要綱に基づき、認定こども園又は保育所が所在する区に提出するものとします。交付申請時期や方法については、別途通知します。

(3) 補助の取消し

以下に該当した場合、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがあります。

ア 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱並びに横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領に定める事業の内容を実施できなかった場合

イ 保育所としての認可を取り消された場合

ウ 横浜市補助金等の交付に関する規則第19条各号のうちいずれかに該当するとき。

- ・偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- ・補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- ・補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ・その他、法令、条例またはこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

6 資料

【資料1】横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱

【資料2】横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領

【資料3】横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱

【資料4】育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱

7 問合せ先

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

子育てひろば担当 役川、若井

住所 : 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話 : 045-671-3564

メールアドレス : kd-kosodatehiroba@city.yokohama.lg.jp

※応募や選定に影響のない事務手続等の質疑を除き、実施要件や実施内容等の質疑は電話では受け付けていません。3(2)の方法により行ってください。